

海賊版サイトに対するDNSブロッキングに関する意見書

現在、内閣府知的財産戦略本部における『インターネット上での海賊版対策に関する検討会議』にて議論が進められているが、今後の建設的な対応を進める上で、「DNSブロッキングの法制化を前提としない」対応策の議論と推進を求める。その主な背景を以下に示す。

- 1) DNSブロッキング(以下、ブロッキング)の導入は、インターネットの在り方に大きな影響を及ぼすような提案であり、インターネットの運営に関わる人たちへの理解や協力を呼びかけコンセンサスの形成が行われないうままに法制化すると、これまでの検討会議でも議論が重ねられているように、インターネットの運用に大きな支障をきたす懸念がある。すなわち、このまま「ブロッキングの導入」を法制化すると、国内外のインターネットの実運用に関係する関係者間での協力関係が破壊され、運用上の支障をきたす。この問題¹は、海賊版サイトの問題に限った話ではなく、すべての産業活動とインターネットの健全な運用に大きな悪影響を及ぼす。
- 2) 対応策として、著作権者などの利害関係者とインターネットの運用関係者、そして消費者を中心とする個人が産業の発展や市民生活の充実のためにお互いに議論を行い、総合的な対策を進めるために、政府での検討・法制化ではなく、本来は民間での対策がまずあるべきである。そのためにも、まずは民間での議論を行う体制を整えるべきである。インターネット上の児童ポルノ対策として導入が検討された際も、非常に慎重な議論の末に人権上の理由から「児童ポルノ対策に限って」導入された経緯がある。このような背景も踏まえ、いったん、「ブロッキングの法制化」の前提を棚上げし、可能な施策の検討と実施を民主導で、できることから実施するべきである。民間対応に限界があれば、立法を要請することも可能である。政府は、民間での議論の場に参加し、検討される対策に問題がないか、また支援できることはないかを行政の立場から検討する進め方が適切である²と考える。
- 3) 海賊版サイトの対策に関する検討会議が、「ブロッキングの法制化を前提にしている」とみられるような運営となってしまったことにより、無用な対立関係を生みだしてしまい、発展的な議論を阻害していると考える。また、コンテンツ事業者から事務局経由で提示された、海賊版サイトに関するデータの測定方法および算出方法が示されておらず、データの信憑性には疑問が残る。

しかし、これらも含む、インターネットに関連する課題を考える場合、以下に示す、もっと大事なことを常に忘れないようにすべきである。

インターネットは、フラットで自由なインフラであり、我が国だけではなく、世界全体の経済・文化の発展に多大な効果と影響をもたらしてきた。これは、技術の発展にもよるが、自律・分散・協調の文化による効果と影響は計り知れないほど大きい。技術的には、ブロッキングは可能であるし、一定の効果

¹ 「インターネットの在り方に関する大きな影響」と「関係者間での協力関係の崩壊」の2つの問題。

² 「日本のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」は、インターネットの通信量の実態を把握するために、ISP 9社、IX 5団体および研究者の協力のもと、総務省から毎年2回その結果が報告されている。

もある。また、法律を作れば違法行為にならずに実施することが可能となる³。しかし、「できること」と「実施すること」は異なる。「インターネットはグローバルに一つ」であり、誰でも接続できる・利用できるものであり、ブロッキングのようなインターネットを分かち行為は、インターネットの本質的な価値を毀損する行為である。多くの人々が自由を得て、ビジネスを成功させ、また、社会生活を有意義にするインフラが維持されなければならない。

また、上記の理解とともに、ブロッキングとフィルタリングを明確に区別・認識する必要がある。フィルタリングは、ネットの利用者に実施の許可を含む「選択肢」という「自律性」と「自由」を担保する。一方、「ブロッキング」は、エンドユーザによる選択権が存在せず、すなわちエンドユーザの「自由」を奪うことに繋がるものである。「自由」がインターネットに必要で、重要なものである。利用者との会話やコンセンサスの形成なしに、政府の指示・命令で、しかも、「特定の産業・ビジネス」のために、この自由を、政府が安易に奪い取ることが可能な施策を行ってよいわけがない。

【賛同者(五十音順)】

宇井 隆晴	Takaharu UI
江崎 浩	Hiroshi Esaki
大崎 竜也	OHSAKI Tatsuya
岡田 雅之	Masayuki Okada
小野 一志	Hitoshi Ono
加藤 恭久	Takahisa KATO
金子 康行	Yasuyuki Kaneko
実積 寿也	Toshiya Jitsuzumi
其田 学	Manabu Sonoda
田島 弘隆	Hiroataka Tajima
中島 博敬	Hiroataka Nakajima
中野 拓帆	Takuho Nakano
橋川 和利	Kazutoshi Hashikawa
堀田 博文	Hiro Hotta
本間 誠治	Seiji Honma
松崎 吉伸	Yoshinobu Matsuzaki
百崎 知	Tsukasa Momozaki
山崎 信	Shin Yamasaki
吉澤 直美	Naomi Yoshizawa



本文書はクリエイティブ・コモンズ 表示-非営利-改変禁止4.0国際ライセンス (<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja>)の下に提供されています。

³ 「検閲の禁止」「秘密の保護」が電気通信事業法で明示されている。「ブロッキング」は、これに抵触する可能性があることが、多数の委員や法曹界、あるいは多くの専門家や通信事業者等から出されている。さらに、著作権の侵害に関しては、正当防衛、緊急避難、正当業務行為等の違法性阻却に該当しないという意見も多数出されている。